広島県行政不服審査会が開催されたので、 次のとおり開催記録を公表する。

令和七年十一月二十五日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一 会議の名称

広島県行政不服審査会(第二部会・令和七年度第三回)

二 開催日時

開崔揚所令和七年十一月七日 午前九時から午前十時四十五分まで

三 開催場所

広島県庁本館一階一○一会議室

四出席した委員

田中委員、井上委員、保志委員

五 議事の概要

- 二十八年六月二日施行。 十一条第三項において準用する法第七十九条及び広島県行政不服審査会運営要領(平成 決議した。 議を行い、 令和六年度諮問第二号事案及び令和六年度諮問第八号事案について、 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。 以下「運営要領」という。)の規定により、答申を行うことを 以下「法」という。 答申に向けた審
- 2 て処理することを決議した。 申書の交付を、広島県行政不服審査会事務局 下「条例」という。)第十一条の規定により、 前項の答申について、 行政不服審査法施行条例(平成二十八年広島県条例第二号。以 (以下「審査会事務局」 運営要領の規定による審査庁に対する答 という。) におい
- 3 用する法第七十九条の規定による審査請求人に対する答申書の写しの送付及び答申の内 容の公表を、審査会事務局において処理することを決議した。 第一項の答申について、条例第十一条の規定により、法第八十一条第三項において準
- 行った。 法第七十四条の規定による調査を行ったため、 令和六年度諮問第十一号事案の審議に当たり、 審査会事務局から当該調査結果の報告を 法第八十一条第三項において準用する
- 5 前項の事案について、審議を行った。
- 6 条の規定による調査を行うことが必要と認めたため、 第四項の事案の調査審議に当たり、 法第八十一条第三項におい 条例第十条第六項の規定により、 て準用する法第七十四
- これを行うための決議を行った。
- 令和六年度諮問第四号事案について、 審査会事務局が事案説明を行った。
- 8 前項の事案について、審議を行った。